平成２４年（フ）第２３５号
愛知県岡崎市森越町字三円75番地　グリーンハイツ三円102、前住所愛知県豊田市鴛鴨町下高根80番地１　レオパレスＫ＆Ｔ鴛鴨201号
債務者　田嶋　由美（旧姓長縄）
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
群馬県伊勢崎市山王町1142番地８　コーポシティー21―103
債務者　伊藤　修治
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３１号
埼玉県さいたま市桜区白鍬401番地１　グランドゥール305号室、住民票上の住所群馬県前橋市若宮町３丁目16番８―305号　サーパス若宮
債務者　根本　龍児
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３２号
群馬県前橋市若宮町３丁目16番８―305号　サーパス若宮
債務者　根本真由美
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９号
埼玉県秩父市寺尾1948番地　新屋市営住宅
債務者　亀田　和美
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
新潟県魚沼市今泉1126番地１、前住所東京都大田区蒲田２丁目２番15号　ラ・メゾンさくら802
債務者　水野　照美
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
岡山県倉敷市新倉敷駅前３丁目213番地Ｋ―フラット103号室
債務者　田中　誠司
１　決定年月日時　平成24年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
岡山県倉敷市水江882番地４
債務者　小西　善博
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７０１号
東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目25番地９メゾンカワサキ102
債務者　大津　信之
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月27日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７４２号
東京都三鷹市大沢６丁目３番50号
債務者　野崎麻理子
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月27日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５０７号
横浜市港南区日限山４丁目４番６号　アロッジオーＢ
債務者　板谷　正廣
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３３号
横浜市港南区上永谷６丁目16番17号
債務者　尾上　大樹
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６３９号
神奈川県高座郡寒川町岡田５丁目17番１号　日産工機望洋寮
債務者　松江　　宏
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６４７号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅15街区２棟301号
債務者　中尾　忠孝
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６４８号
神奈川県海老名市浜田町24番23号　ピソエビナＥ号
債務者　七宮　美穂
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部